

「デイサービスセンター住ま居る」 重要事項説明書

<令和7年4月改正分>

1 法人概要説明

法人名称；株式会社 YUKAIGO
法人代表者；代表取締役 井下 宣広
本社所在地；岐阜県多治見市笠原町 2455-41
電話 0572-45-2122 ファックス 0572-43-6662

2 事業所概要説明

保険事業者指定番号；2171101567

事業所種別；指定通所介護・日常生活支援総合事業通所型サービス（＝デイサービス）

事業所名称；デイサービスセンター 住ま居る

介護給付費算定届の内容；区分＝通常規模型事業所

入浴加算（Ⅰ）＝有り

認知症加算＝有り

中重度者ケア体制加算＝有り

個別機能訓練加算Ⅰ（イ）又は（ロ）・運動器機能向上加算＝有り

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）＝有り

介護職員等処遇改善加算Ⅰ＝有り

事業所所在地；〒507-0901 岐阜県多治見市笠原町 2455-41

電話 0572-43-6636 ファックス 0572-43-6662

通常の実施地域；多治見市、土岐市、瑞浪市

利用定員；1日あたり 38名

管理者；渡邊 美希

従業者の勤務体制と職種・職務内容

- ◇ 管理者 1名 当事業所での全ての業務の責任をもちます
- ◇ 生活相談員 2名以上 家族・ケアマネージャー・事業所職員間の調整をします
- ◇ 看護職員 2名以上 医療・健康管理と生活全般のお世話をします
- ◇ 介護職員 7名以上 生活全般のお世話をします
- ◇ 機能訓練指導員 1名以上 身体機能の維持向上につながる計画から実施までを一元的に管理します

3 事業（サービス）内容

- ◇ それぞれの利用者に応じた通所介護計画に従いサービス提供します。（居宅サービス計画に沿って作成される）
- ◇ 生活指導、機能回復訓練、口腔機能向上への取り組み、健康チェック、送迎、入浴、給食、家族介護教室

4 利用日及び利用時間

サービス提供時間	平日 午前9時15分～午後4時20分（時間外利用又は時間延長はご相談下さい）
営業日	月曜日から土曜日、12月31日から1月3日までを除く （ただし12月31日、1月2日、1月3日は、やむを得ない緊急時のみ受け入れ可）

5 利用料金説明

介護保険摘要分（＝給付費）・・・指定通所介護・日常生活支援総合事業通所型サービス（デイサービス）事業所のご利用に際して、厚生労働大臣より利用者ごとの介護度に応じた利用料と加算費用等が

示されております。当事業所においてもこの料金を採用しております。なお、利用者負担額は通常給付費に、介護保険負担割合証に記載されている割合を乗じた額となります。

- ◇ 介護保険対象サービスの料金は、別紙料金表をご確認ください。
- ◇ 介護保険対象外の費用として

食材料費	790円（昼食代620円・おやつ代他170円）	
実施地域外送迎費	500円＋税（片道10km未満往復）	1,000円＋税（片道10km以上往復）
通常実施時間超過	2,000円＋税（1時間未満）	1,000円＋税（以降1時間毎）

- ◇ 販売代金請求・・・その他、オムツ等・理容料金・有料レクリエーション費などをご利用の際は、実費相当額を請求させていただきます。事業所の常備薬を使用された場合の費用も全額実費負担となります。

6 サービスの取り消し料

当日 朝8時00分までに利用中止のご連絡をいただいた場合	無 料
体調不良などの正当な理由なくお迎えの場で中止となった場合	食材料費実費

※ご本人の体調で、利用の中止か判断に困る場合は、お電話にてお問い合わせ下さい。

7 費用の精算方法

サービス利用料金は1ヶ月ごとに計算しご請求をします。金融機関口座からの自動引落方法にて翌月引落期日に、お支払い下さい。（その他の支払い希望についてはご相談下さい）

8 緊急時・災害時の対応

- (1) 容態悪化時には一旦ご利用を中断させていただくこともあります。
- (2) 容態急変時には緊急対応として主治医へ連絡し指示を仰ぐ、或いは最寄の救急指定病院へ搬送させていただきます。家族とケアマネとの連携を速やかにし、管理者へ報告し必要な対応をします。
- (3) 容態悪化時、容態急変時以降の利用再開に際しては医師の所見を参考にし、慎重に判断させていただく場合があります。
- (4) 利用者に対し適切な事業が提供できるよう従業者の勤務体制の確保、送迎中の車両事故などによる送迎継続が困難とされる事態への対応も速やかに実施します。
- (5) 非常災害時には近隣介護施設と連携し、可能な対応をさせていただきます。また当事業所の多治見市指定の避難場所は笠原中学校です。
- (6) 非常災害対策とし、防火管理責任者を専任し非常災害に関する具体的な計画をたて、非常災害時に備えるため、定期的に避難、救助その他必要な訓練を行います。

9 当事業所における事故発生時の対応

サービス提供時における事故発生時には、利用者の安全を最優先した対応後、事故発生状況を確認し再発防止に努めます。また、同時に速やかに家族・ケアマネ、保険者への事故報告をします。

10 個人情報の取り扱い

（契約書第9条）当事業所は当社における個人情報利用目的に定めた範囲においてのみ、個人情報を利用します。情報を第三者に提供する場合は別紙にて掲示し、事前に利用者およびご家族の同意を得た範囲内で利用者又は家族の個人情報を利用することとします。退職者においても当事項は効力を発揮します。

1 1 苦情の受付について

◇当事業所における苦情・相談の受付

受付窓口 相談室 相談係宛 担当：管理者 渡邊 美希
0572-43-6636 デイサービスセンター住ま居る
電話の他に、郵送、FAX、ポスト投函にても受け付けいたします。

◇行政機関等の苦情受付

○各市町村の介護保険担当課 多治見市高齢福祉課 電話 0572-22-1111
土岐市高齢介護課 電話 0572-54-1111
瑞浪市高齢介護課 電話 0572-68-2111

○岐阜県国民健康保険団体連合会 電話 058-275-9825 ファックス 058-275-7635
○岐阜県運営適正化委員会 電話 058-278-5136 ファックス 058-278-5137

1 2 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
2 なし			

1 3 虐待の防止について

ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます

- (1) 国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動および虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めます。
- (2) 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4 事業継続計画

感染症や災害が発生した場合でも、利用者様が継続して福祉用具を利用できるように、業務継続計画を策定します。また、その計画に従い、必要な研修及び訓練を実施します。

1 5 衛生管理

感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等を開催し、その対策を協議し、対応指針等を作成します。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

※ 指定通所介護・総合事業通所型サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

※

令和 年 月 日 デイサービスセンター住ま居る

氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて、上記説明者から重要事項の説明を受け、当事業の内容に同意しました。

令和 年 月 日

契約者氏名 _____ 印

署名代理人 _____ 印

「デイサービスセンター住ま居る」
利用契約書

様（以下「契約者」という）と株式会社 YUKAIGO（以下「事業者」という）とは、契約者が、事業者及びデイサービスセンター住ま居る（以下「事業所」という）が指定通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）を提供し、契約者がこれを受けることに対し、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

1. 事業者及び事業所の従事者（以下「事業提供者」とする）は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める指定通所介護を提供します。
2. 事業提供者が契約者に対して実施する指定通所介護・介護予防通所介護の内容（ケアプランを含む）（以下「介護サービス計画」という）は、当事業所所定の『介護サービス計画書』に定めるとおりとします。
3. 契約者は、第13条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（介護サービス計画の決定・変更）

1. 事業提供者は、契約者の担当介護支援専門員等による介護計画書（1）及び（2）の内容を最大限に遵守して第1条2項に定める事業所所定の介護サービス計画を作成します。
2. 介護サービス計画は必ず作成されるものとし、事業所での介護を含む生活全般支援は介護サービス計画書の内容に基づき実施されます。
3. 介護サービス計画は、通常契約者の状況から通常6ヶ月を越えない期間で定期的な見直しをします。また、必要時には定期的見直し期間内であっても変更されます。変更に際しては担当介護支援専門員、契約者等からの十分な情報を収集し、その内容は契約者の意向を最大限に反映できるようにされなければなりません。
4. 事業提供者は、契約者より介護サービス計画の内容の公開を求められた場合には原則これに応じます。また、担当介護支援専門員の招集するサービス担当者会議において事業所の判断においてこれを提供します。

第3条（介護保険給付対象サービス）

事業提供者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において契約者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第4条（介護保険給付対象外のサービス）

1. 事業提供者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - A) 契約者が選定する特別な食事の提供
 - B) 事業提供者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
2. その他のサービスについて、その利用料金は別紙提示される料金プランに基づき契約者が負担するものとします。
3. 事業提供者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条 (利用の中止・変更・追加)

1. 契約者は、事業者に対し、サービスの利用予定期日において、サービスの利用中止・或いは利用予定日時の変更を申し出ることができます。
2. 契約者は、事業者に対し、新たなサービスの利用追加を申し込むことができます。
3. 事業者は、利用者から前1項、2項にあるようなサービス利用日時の変更・サービス利用追加の申し立てに対し、事業者のサービス提供体制にゆとりがある場合にはこれを受けることもできます。

第6条 (サービス利用料金の支払い)

1. 契約者は、要介護度に応じて厚生労働大臣が定めた介護保険給付費の自己負担分を事業者を支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、契約者は利用料金をいったん10割支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。
2. 前項の他、契約者は介護保険給付対象外のサービスである食材料費・日用品費とその他契約者の日常生活上必要となる諸費用を事業者を支払うものとします。
3. 前1項、2項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月に事業者が指定する方法で支払うものとします。

第7条 (利用料金の変更)

1. 前条第2項に定めるサービス利用料金について、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
2. 前条第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第8条 (事業者及び事業所の従事者の義務)

1. 事業提供者は、サービスの提供に当たって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業提供者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業提供者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
4. 事業提供者は、契約者に対する指定通所介護提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させます。

第9条 (守秘義務)

1. 事業者及びサービス従事者又はその他事業所の従業員は、指定通所介護を提供する上で知り得た契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。退職者においても当事項は効力を発揮します。
2. 事業提供者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 前1項2項に関わらず、契約者に関わる居宅介護支援事業者等との連携を図る上で必要な場合は、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者または利用者の家族等の個人情報を用いることができることとします。

4. 事業提供者は、第 18 条に定める契約者の円滑な利用終了のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供できるものとします。

第四章 契約者の義務

第 10 条 (契約者の施設利用上の注意義務等)

1. 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
3. 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業提供者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)

第 11 条 (損害賠償責任)

1. 事業提供者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 9 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業提供者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 12 条 (損害賠償がなされない場合)

事業提供者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業提供者は損害賠償責任を免れます。

1. 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
2. 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
3. 契約者の急激な体調の変化等、事業提供者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
4. 契約者が、事業提供者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 13 条 (事業提供者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業提供者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 14 条 (契約の終了事由)

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業提供者が提供するサービスを利用することができるものとします。

1. 契約者が死亡した場合
2. 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
3. 契約者が介護保険施設へ入所した場合

4. 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
5. 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
6. 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
7. 第 15 条から第 17 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第 15 条（契約者からの中途解約等）

1. 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は特別の事情がない限り、契約終了を希望する日の 3 日前までに事業提供者に通知するものとします。
2. 前項において、契約者が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。

第 16 条（契約者からの契約解約）

契約者は、事業提供者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

1. 事業提供者が正当な理由なく本契約に定める指定通所介護・介護予防通所介護を実施しない場合
2. 事業提供者が第 9 条に定める守秘義務に違反した場合
3. 事業提供者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
4. 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業提供者が適切な対応を取らない場合

第 17 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、理由を文面にして提示した上で、本契約を解除することができます。

1. 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
2. 契約者による、第 6 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 1 か月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
3. 契約者が、故意又は重大な過失により事業提供者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
4. 病歴・契約者の状態等で事業所での対応が困難と判断した場合
5. 第 22 条の行為が認められた場合

第 18 条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、契約者の希望により、事業提供者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な契約終了のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

1. 居宅介護支援事業者・家族・主治医等への利用状況の報告
2. 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
3. その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

第七章 その他

第 19 条（苦情処理）

事業提供者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 20 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業提供者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

第 21 条（サービス提供困難時の対応）

事業者は契約者に対して適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等への紹介、その他必要な措置を速やかに講じるものとします。

第 22 条（禁止される行為）

1. 職員に対するセクシャルハラスメント及びパワーハラスメント行為。
2. 事業者は第 1 項の行為が確認された場合は、弁護士または警察等に相談を行うものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保管するものとします。

令和 年 月 日

事業者

住 所 岐阜県多治見市笠原町 2455-41
事業者名 株式会社 YUKA IGO
代表取締役 井下 宣広 ㊞

契約者

住 所 _____

契約者氏名 _____ 印

署名代理人 _____ 印